

ベンチャー・フィランソロピーと社会的インパクト投資 に関する提言

平成28年4月28日



背景と趣旨（1） 社会的課題とソーシャル・ビジネス

- 近年、少子高齢化・人口減少の進行、格差の拡大等により、「障害者・高齢者・子育て等支援」、「保健・医療・福祉」、「教育・人材育成」、「地域活性化・まちづくり」、「環境保全・保護」等、社会的課題が多様化・深刻化。
- 営利目的のみでは成立しにくいのが、政府が対応出来ていない領域にある社会的課題の解決に応えるソーシャル・ビジネスの役割が拡大。
- この分野の活動原資は、事業収益だけでなく、寄付や、収益を第一目的としない投融資に頼る部分が多い。しかし日本では、このような寄付や投融資の出し手となる個人・企業、そして助成財団等の資金配分団体が米国と比べて格段に少ない。

背景と趣旨（２） フィランソロピーエコシステム

- 米国では、成功したシリコンバレーの起業家をはじめ、地域の名士、企業など幅広い者が、ベンチャー・フィランソロピーや社会的インパクト投資によって、ビジネスで得た果実等を社会に還元、政府が対応出来ない社会的課題を解決する事業等に効率的に資金を配分し、ソーシャル・ビジネス等の新たな市場・雇用を創出していくといったフィランソロピーによる新たな資金の流れ・サイクル（「フィランソロピーエコシステム」）が形成され、起業家にはロールモデルとなっている。
 - * ベンチャー・フィランソロピー：資金配分団体（公益財団等）が、寄付の受け手である非営利法人や企業に対し、複数年の契約、理事を送り込む等により、その運営に関与し、その法人の社会的事業の成果を評価する、成果志向の寄付・投融資。
 - * 社会的インパクト投資：経済的利益だけでなく、社会的利益（社会的課題の解決）をも重視する投資行動

- わが国にもこうしたサイクルを定着させることは、成長と分配（「成長のための新たな分配」）の好循環の観点からも極めて重要な課題。

推進施策の方向性

- 日本で、資金配分団体の普及推進、寄付の拡大を図るとともに、ベンチャー・フィランソロピーや社会的インパクト投資が広がり易い仕組みの構築を目指す。
ソーシャル・ビジネスにおけるアントレプレナーシップを喚起し、市民セクターでのイノベーション、社会的サービス市場の拡大、雇用の創出によって、日本経済の発展を後押しする。
- そのために、政府は、公益法人制度をはじめとする制度の見直し(次項)を成長戦略において位置付けたうえで、所要の対応を講ずるべき。

制度の見直し要望（1）

1. 公益法人制度の見直し

公益法人を設立・運用しやすい仕組みとし、公益法人を活かして、個人が気軽に社会変革を生み出せる環境を強化。事前審査から事後チェックの体制に。

◆運営上のルール

- ・ 収支相償の原則の撤廃
- ・ 事業計画変更は事前認定から全て届出制とする。
- ・ 公益目的事業比率の計算方法の改善

収益事業利益を公益目的事業に繰り入れる場合、繰り入れ比率に応じて、公益目的事業費用への算入を認める。

- ・ 遊休財産規制の緩和

◆設立時のルール

- ・ 公益性認定の審査期間の短縮。公益認定委員会の地域間等の格差解消。
- ・ 理事会の親族制限を撤廃した特例制度

cf) 米国プライベート・ファウンデーション

制度の見直し要望（2）

2. 資産寄付等の優遇税制の拡充

遺贈寄付を含む資産寄附の環境を整備。

- ◆ 公益法人・特定認定非営利活動法人に対する生前贈与・遺贈におけるみなし譲渡所得非課税措置の手続き簡素化（国税庁長官の承認は不要とする）。
- ◆ 当該資産について当初と異なる公益目的事業に使用する場合等も、相続税やみなし譲渡所得の非課税措置が適用されるものとする。
- ◆ 相続税非課税措置の取消しの場合も、課税対象は受贈者（公益法人・特定認定非営利活動法人）とする。
- ◆ 特定寄付信託につき、金銭に限らず有価証券・不動産等の現物資産も対象とし、株式配当や信託内で処分した場合の譲渡益を非課税とする等の拡充措置。

ベンチャー投資促進税制の社会的インパクト投資への拡充。

- ◆ ベンチャー企業に投資するファンドに出資する企業への優遇措置を、社会的事業に投資するファンドに適用。

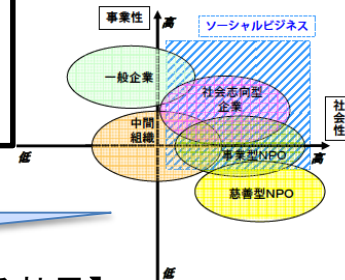
< 参考資料 >

ベンチャー・フィランソロピー振興等を通じた日本の成長戦略

【現状の課題】

- ①「障害者・高齢者・子育て等支援」「保健・医療・福祉」「教育・人材育成」「地域活性化・まちづくり」「環境保全・保護」等の様々な**社会的課題が多様化・困難化**し、行政だけでカバー出来ない中、事業として問題解決に取り組む**ソーシャルビジネスの重要性**が高まっている。
- ②担い手（NPOが約5割、会社形態が約2割）は、活動原資を、「寄附」や「収益を第一目的としない投融資」に頼らざるを得ないが、**その寄附・投融資の出し手が日本では不足**。

<ソーシャルビジネスの担い手>



【必要な対策】

①ベンチャー・フィランソロピーの推進

公益財団等の資金提供団体が、寄付先のNPO・社会的企業に対し、複数年度の寄付契約、理事の派遣等により運営に関与、事業の成果を評価。フィランソロピー分野に、起業家等のベンチャー企業等に対する投資ノウハウ（目利き等）を応用し、アントレプレナーシップを喚起。イノベーションをもたらし、効率性を高める。

<寄付対象例> 非営利団体、低利益社会的企業

②社会的インパクト投資の推進

経済的リターンだけでなく社会的リターン（投資先の事業の社会的課題への貢献）をも目的とする。

<投資対象例> 営利企業、低利益社会的企業

【想定される効果】

①新ビジネス創出・地方創生

(例) 病時保育など子育て支援、高校生教育支援、環境保全による観光振興

<ソーシャルビジネスの市場規模>

約2000～3000億円

潜在的規模 最大約80兆円

②雇用創出

<各国労働人口に占める非営利セクター就業者の割合>

日本 3.2%

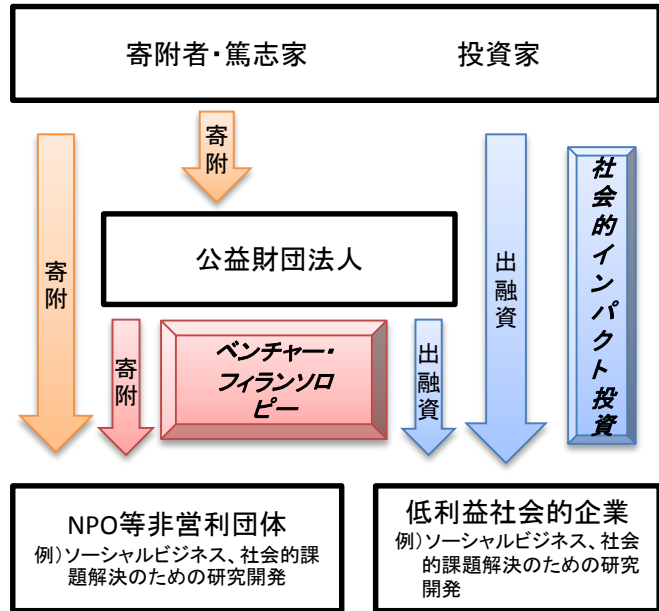
アメリカ 6.3%

③社会的課題の効率的な解決等による波及効果

(例) 医療福祉関係費等行政コスト削減、労働環境改善

ベンチャー・フィランソロピー、社会的インパクト投資の促進のための課題

【資金の流れ】



【資金の流れを拡大させるための課題】

<資金提供者の不足>

- ★ 公益財団を簡便に設立・運用できる分かりやすい仕組みが必要

例)

- ◇ 米国Private Foundationをモデルとする制度の導入
- ◇ より短期で設立できる仕組みの導入
- ◇ 収支相償原則、事業計画変更手続き、遊休財産規制等を緩和。弾力化、事前認定は事後チェック型へ転換

- ★ 個人が更に寄付しやすい制度をつくる

例)

- ◇ 相続した現物(土地など)を寄付した場合、含み益があれば寄付者に課税されるが、寄付の受け手を課税対象とする。

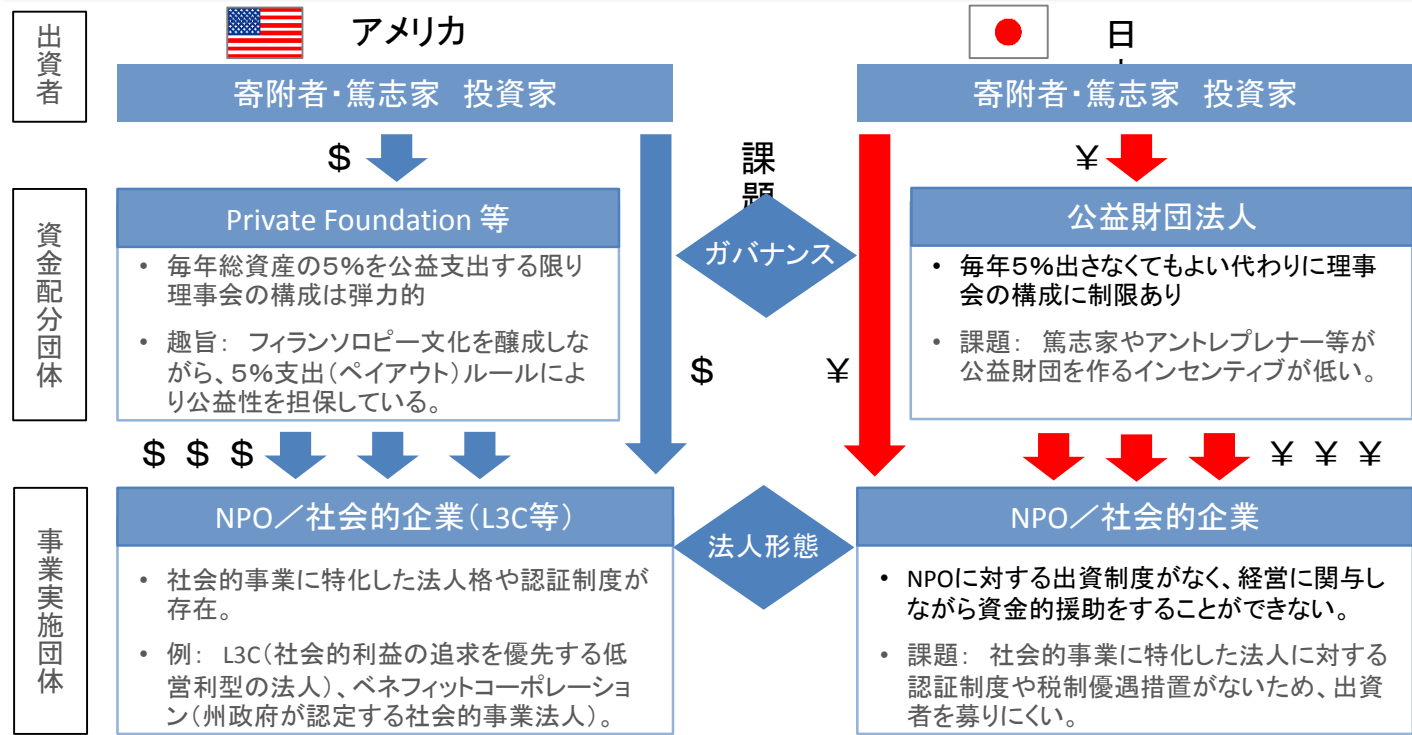
<事業実施団体・企業の未成熟>

- ★ ベンチャー・フィランソロピー、社会的インパクト投資の普及のための環境整備・文化醸成が必要

<枠組みの未整備>

- ★ 社会的企業の制度、社会的インパクトの評価制度の整備が必要

日米の制度的違い(1)



日米の制度的違い(2) 財団制度

	米国	日本
①収支相償原則	公益法人の税制優遇はIRC(内国歳入法)501(C)(3)の要件を満たせば足り、同法に日本の収支相償原則に相当するものはない。	収入が、公益目的事業の実施に要する費用を単年度で超えないこと(公益認定法5条6号) → 無駄な使い切りを惹起。中長期の計画的な運用ができない。
②事業変更手続き	毎年、事業の内容をAnnual ReportをIRS(内国歳入庁)に提出し、審査を受ける。そこで501(C)(3)の要件に合致しなければ、事後的に課税される。	事業内容変更は、変更内容により、行政庁の認定が必要(公益認定法10条1項) → 届出の必要・不必要の線引きが不明確で、混乱が生じる。判断にも時間がかかり、環境変化への柔軟な対応が不可能。
③公益目的事業比率	日本の公益目的事業比率に相当する規定は501(C)(3)には存在しない。	公益目的事業比率 = $I / (I + II + III)$ (I 公益目的事業の費用、II 収益事業の費用、III 法人運営費用)が50%以上でなければならない(公益認定法15条) → IIIは、IとIIに比率に応じて分配されるべき。
④遊休財産規制	日本の公益目的事業比率に関する規定は501(C)(3)には存在しない。逆に、遊休財産の有無は、財政基盤の健全性の判断材料とされ、少ないと助成申請にあたって不利益に考慮される。	公益目的事業を翌年も継続するために必要な額を超えてはならない(公益認定法16条1項) → 安定した法人運営のため、単年度の制限から長期間での制限とすべき。

その他の日米の制度的違い

米国プライベート・ファウンデーション

- ◆最低支出規制 資産額の5%以上を公益事業に支出しなければならない
- ◆純投資収益課税 配当・利子・賃料等の純投資収益に対し2%の課税
- ◆自己取引規制 理事・マネージャー、大口寄付者等およびその家族との取引(売買・物品提供・賃貸等)は禁止
- ◆持ち株比率規制 企業の株式等議決権の20%超の所有禁止
- ◆政治活動規制 ロビイング・選挙候補支援等の禁止

日本

- 存在しない
- 利子配当等運用収益は非課税
- 特別の利益供与の禁止(公益認定法5条3号)
- 理事による利益相反取引の制限(一般法人法84条)
- 企業の株式等議決権の50%超の所有禁止
(公益認定法施行令7条)
- 政治活動を主たる目的とすることの禁止(NPO2法2条2項2号)

世界のフィランソピーのトレンド①

「成果志向」のPhilanthropyがますます強化されている

例:ビルゲイツ・メリンダ財団

マラリアやポリオ撲滅などの国際的な保健医療問題に取り組む。
行政では資源を投入しにくいリスクのあるチャレンジを支援し、
NPO支援、製薬企業支援、行政と連携した成果連動型助成金など、
手法と対象にこだわらず、成果志向で課題解決を主導する



※社会的インパクト評価への関心の高まり

※企業経営者などが個人で設立するファミリー財団も増加

ベンチャーフィランソピーや社会的インパクト投資への関心の高まり



世界のフィランソピストの意識調査 (Individual Philanthropy Index2015)

Most Promising Trends 世界1位 Impact Investment (52%)

アジア1位 Collaborative Philanthropy (59%)

寄付や社会的な事業への投資を通じた資金支援に、成果を出すための経営・技術支援なども行う傾向が高まる。

G-8に社会的インパクト投資タスクフォースが発足

(委員長: Sir Donald Cohen)

世界のフィランソピーのトレンド②

The Giving Pledgeなどの 富裕層リーダーシップ

Billionaireが人生の中で、資産の半分以上を
社会に還元しようという「寄付宣言」型イニシアティブ。
ビルゲイツ氏、ウォーレンバフェット氏が提唱して
世界の143人の富裕層が参加し、HPで宣言している。

The
Giving
Pledge

Pledger
Profiles

FAQ

Media

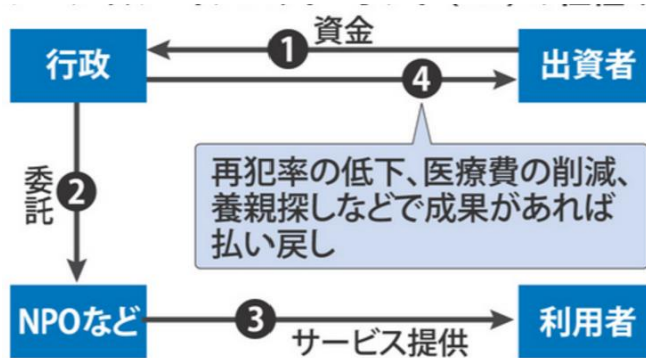
The Giving Pledge is a commitment by the world's wealthiest individuals and families to dedicate the majority of their wealth to philanthropy.

CURRENT PLEDGERS



Social Impact Bond、クラウドファンディング、
社会的投資市場などの新たな仕組みの創出

SDG s への関心の
高まり



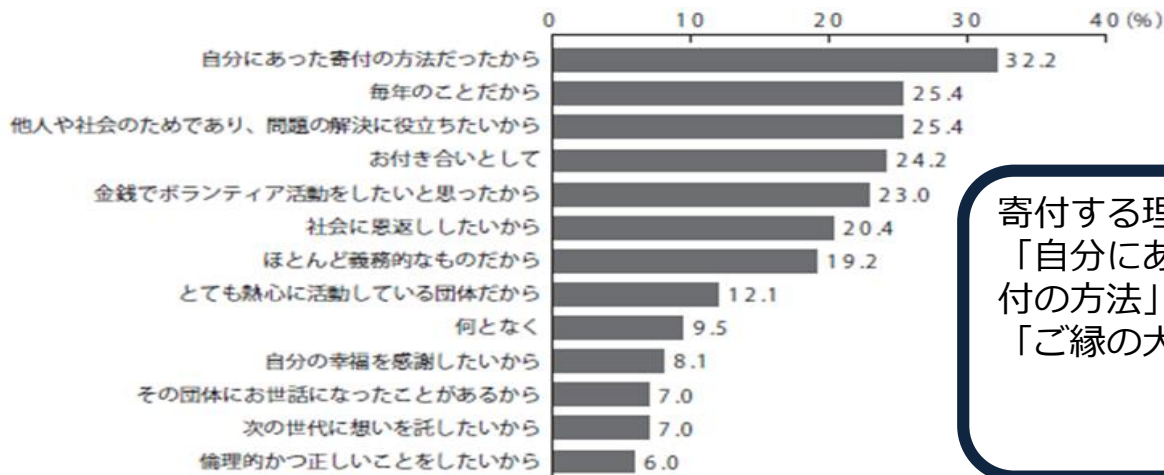
持続可能な開発目標を2015年
採択。先進国課題も対象。

日本の寄付と諸外国の寄付

アメリカは日本の約37倍

国名	個人寄付
日本	7,409億円
アメリカ	約27兆3,504億円(2,585億ドル)
英国	約1兆8,100億円(106億ポンド)
韓国	約1兆1,137億円(12兆4,859億ウォン)

※日本の法人寄付は5,467億円、米国法人寄付は1兆4500億円（以上「寄付白書2015」）



寄付する理由：
「自分にあつた寄付の方法」×
「ご縁の大切さ」

助成財団の日米比較

アメリカは日本の
約40倍

国名	助成財団数
日本	1,897 (「助成財団センター」把握分)
ヨーロッパ	114,000 (欧州財団センター調査)
米国	79,616 (independent Foundation数) (米国財団センター調査) 内、Family Foundation 38,671 ★49%のFamily Foundationは1年間に5万ドル以下の助成額 ★62%のFamily Foundationは百万ドル(1.2億円)以下の総資産

日米の財団トップ10比較

(単位 : 億円、百万ドル)

①民間資金を基に設立された団体

14	13	財団名	年間助成額	資産総額
1	-	日本財団	219.23	2943.92
2	2	日本教育公務員弘済会	43.46	336.31
3	-	JKA	40.69	614.47
4	5	武田科学振興財団	17.74	1218.09
5	6	三菱商事復興支援財団	12.05	24.81
6	7	上原記念生命科学財団	12.02	1199.32
7	10	ロータリー-米山記念奨学会	10.40	81.67
8	12	交通遺児育英会	9.49	308.63
9	15	日本国際教育支援協会	7.43	71.06
10	-	トヨタ・モビリティ基金	7.40	9.94

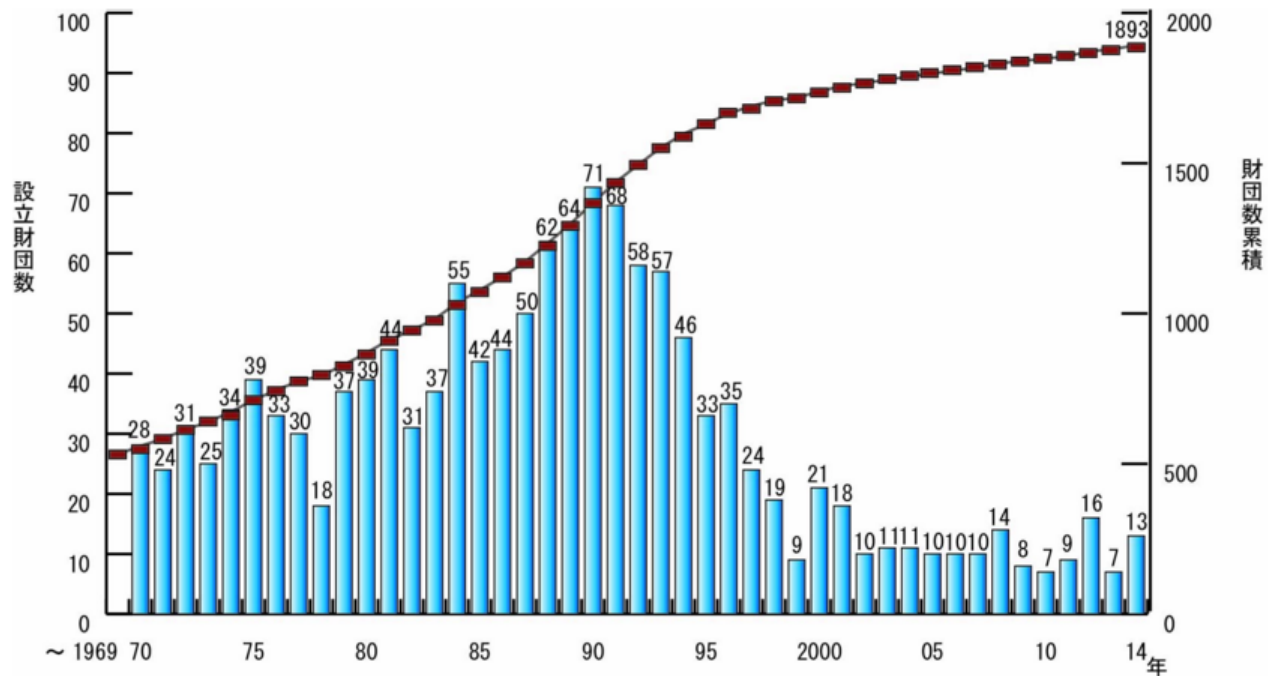
表6 アメリカの上位20財団 年間助成額

(単位 : 億円、百万ドル)

財団名	年間助成額 (¥)	年間助成額 (\$)	年度末日
1 Bill & Melinda Gates Foundation	3,989	3,321	12/13
2 The Abbvie Patient Assistance Foundation	1,025	853	12/14
3 The Bristol-Myers Squibb Patient Assistance Foundation, Inc.	974	811	12/13
4 Johnson & Johnson Patient Assistance Foundation, Inc.	855	712	12/13
5 Merck Patient Assistance Program, Inc.	825	687	12/13
6 Genentech Access To Care Foundation	817	680	12/13
7 Pfizer Patient Assistance Foundation, Inc.	802	668	12/13
8 GlaxoSmithKline Patient Access Programs Foundation	721	600	12/13
9 Ford Foundation	673	560	12/13
10 Lilly Cares Foundation, Inc.	605	503	12/14

日本の財団数の停滞

図2 1970年から2014年までの年次別財団設立数推移



(参考) ソーシャルビジネスの例

●事例1 (子育て・女性参画) NPO法人ママの働き方応援隊

設立：平成19年設立

経常収益：22百万円(平成24年度) 従業員数：5名(非常勤3名含む)

- 子連れで学べる無料の「ママの職業訓練校」を開講するなど、子連れの母親の就職機会を拡大する取組を行っている。
- 教育機関や高齢者施設に赤ちゃんとその母親が向く「いのちの授業」、企業の販促等をママがPRする事業等を通じて、教育機関や企業からのコラボレーション費用を受け取り、事業を継続。

●事例2 (スポーツ振興) NPO法人ツネイシ・スポーツアクト

設立：平成6年創立、平成23年設立

経常収益：185百万円(平成25年)、従業員数：7名

- サッカー・カッターボートを中心に、様々なスポーツの振興をつうじた青少年の健全育成を進める。広島県のプロサッカーチーム「サンフレッチェ広島」や、地元上場企業である常石造船(株)の支援もあり、広島を代表するサッカークラブとしても有名。
- (公財)日本サッカー協会公認のサッカー場を運営し、サッカースクール等の事業収益は62百万円を計上。寄附等に頼らない運営を実現。

●事例3 (環境保全) NPO法人霧多布湿原ナショナルトラスト

設立：昭和61年創立、平成12年設立

経常収益：76百万円(平成25年) 従業員数：8名(臨時1名含む)

- 北海道厚岸郡浜中町の霧多布湿原を保全するため、市民が主体となりナショナルトラスト運動により、民有地の買い取りを進めている。
- 観光客向けにアンテナショップとレストランを開設。「昆布とバター」を材料に商品開発した飴・地場製品の販売や、エコツアーの開催により湿原買取資金・湿原の保全活動資金を確保し自立化。
- 主婦が代表を務めるとともに、実務経験のある方が事務局長を担い、協力して運営している。

●事例4 (教育) NPO法人 カタリバ

設立：平成13年設立

経常収益：271百万円(平成25年度) 従業員数：51名

- 高校生向けに、学生ボランティアを活用した動機付けキャリア教育を実施(カタリ場)。また、被災地における放課後学校も実施。
- ベネッセ等の大企業との連携しつつ、北海道、兵庫等の他の都道府県における地元NPOがパートナーとなり、ノウハウ移転・連携。
- 寄付、イベント参加費、学校負担などを組み合わせることで、持続的・安定的事業運営を実現。